

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立鐘水中学校

校長名 大房 裕司 公印

令和7年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨を踏まえ、社会の形成者の一員として、知・徳・体にわたる資質・能力を家庭・地域及び小中一貫教育グループと協働等し、育成する。（◎を令和7年度の重点目標とする）

- ◎ すすんで学び、向上をめざす生徒（自学）
- 共に助け合う、思いやりのある生徒（共生）
- 心身を鍛え、最後までやり遂げる生徒（自立）

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力「すすんで学び、向上をめざす生徒」の育成方針

- ①小中一体化の充実の下、基礎的・基本的な知識・技能や学習の基盤となる資質・能力等の確実な育成及び思考力、判断力、表現力等を伸長させ、学びに向かう力、人間性を育成する。また一人ひとりのニーズに即した教育の場の整備等により、特別支援教育の充実を図り、すべての生徒に社会で自立できる学力を育成する。
- ②八王子版GIGAスクール構想等に基づき、ICT機器等を効果的に活用することにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びを推進し、創造性を発揮できる学びの実現をめざす。

イ 豊かな心「共に助け合う、思いやりのある生徒」の育成方針

- ①道徳科を要として、全ての教育活動において道徳教育の充実を図る。特に、いじめの防止等への対応は、人権教育の推進、規範意識の醸成等の常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導を重視するとともに、外部機関等との連携も含め、組織的に行うことを徹底する。

ウ 健やかな体「心身を鍛え、最後までやり遂げる生徒」の育成方針

- ①教育活動全体を通して、生徒の心身の状況等を踏まえて、エビデンスに基づく個に応じた指導・支援を充実させ、生涯を通じて心身ともに健康かつ安全な生活を送るための資質・能力（健康リテラシー等）を育成する。

エ 不登校生徒への支援は、市の「つながるプラン」や文部科学省の「COCOLOプラン」に基づき1人1台の学習用端末を活用した授業配信や学校サポーターや外部人材と連携し、別室での対応等個に応じた支援を行う。

オ いじめの防止等の取組は、いじめを許さないまち八王子条例やいじめ総合対策に基づき、「学校いじめ対策委員会」を中心に気になる生徒の共通理解を常に行う。また「Q-U」の活用や生徒と直接向き合う時間の確保（面談週間の設定）し、居心地よく安心して登校できる学校環境を構築する。

カ 特別支援教育の充実は、八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、全ての生徒が障害の有無にかかわらず共に学び合いができるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教室専門員、巡回相談心理士と連携し、校内委員会を中心に生徒の障害や特性に応じた支援体制を推進する。

キ 小中一貫教育のさらなる充実の育成方針【鐘水中学校グループ(鐘水中、鐘水小、由木西小)】
「好きになれる～自分・仲間・学校・地域・挑戦～」を達成するために、鐘水中学校グループの教育活動全体を通して、児童・生徒に「自分と向き合う力」「自分を高める力」「他者とつながる力」を意識させて学習させる指導を行う。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ①Society5.0時代を見据え、各教科において1人1台の学習用端末を活用した個別最適な学びと対話を通じた協働的な学びに取り組むことで基礎的・基本的な学力の定着を図る。また、授業のユニバーサルデザイン化を継続し、個別最適な学びについての研修や研究授業を行う。
- ②「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、見通しを立てたり振り返ったりする活動やPBL(課題解決型学習)を推進する。
- ③学力向上プロジェクト会議で八王子市学力定着度調査やはちおうじっ子ミニマムの結果を分析し、学習指導計画や指導法の工夫・改善を行う。また東京・八王子ベーシック・ドリルやドリル型学習コンテンツを活用し、つまずきが見られた問題を取り上げ、放課後の補充学習教室の実施等学力の確実な定着と向上を図る。

イ 総合的な学習の時間

- ①郷土学習を充実させる。学校運営協議会委員等の意見を反映させた独自のワークシート等を開発・活用し、「日本遺産」のある八王子市や鏈水地区への理解と愛着をさらに深めさせる。また、多摩美術大学と連携し、その留学生に対して八王子市及び鏈水地区と諸外国の生活や文化等の相違を発信し、探究するとともに、意見交流等による多様な価値観等の育成を図る。
- ②修学旅行、職場体験、校外学習等において、PBL(課題解決型学習)を行うことで、生徒が自ら課題を見出し、探究する力及び自己の生き方を考える力を育成する。

ウ 特別活動

- ①認定NPO法人カタリバと連携したルールメイキングを通して、合意形成を図ったり、意思決定したりすること等の対話的な活動を充実させる。その中で、自分の考えや気持ちを分かりやすく伝えることを通して、「自分と向き合う力」「自分を高める力」「他者につながる力」を育てる。
- ②生徒会活動を通して、身の回りの課題に気づき、当事者意識をもって行動する力や社会参画への意識を高める。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ①道徳教育全体計画及び別葉を基に、計画的な実施をはじめ、全教育活動を通じて道徳教育を充実させ、自他を敬愛する態度を育むため、内容項目にある「生命の尊さ」「思いやり、感謝」「公正、公平、社会正義」等を指導の重点とする。また、子ども同士、生徒と教師、地域の方々との対話を通じ、多面的・多角的に考え議論し合う中で、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成する。
- ②道徳授業地区公開講座の活性化を図るとともに、青少年対策鏈水地区委員会や学校運営協議会等と連携し、「対話」についての熟議や研修会を行い、学校・家庭・地域社会と連携して道徳性を育成する。

(3) キャリア教育

- ①小中一貫教育の視点に立ち小学校でのキャリア教育を踏まえ「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、全校で一斉に、学期や行事の前後に自己の在り方や将来の生き方を考える時間(「未来フワードタイム」)を設定する。加えて三者面談において、作成したキャリア・パスポートを基に自分自身の成長や今後の方向性等のプレゼンテーションを行うことにより、自己実現に向けて主体的に取り組む態度を育てる。
- ②各行事で、学習課題に対して学んだことや成長したことをプレゼンテーションソフト等でまとめ、発表することにより、自分の生き方についてより深く考えさせ、将来に活かせる「望ましい勤労観・職業観」を身に付けさせる。
- ③キャリアカウンセリングを実施する。学期に3回程度、教師と生徒が、各生徒の「自分と向き合う力」「自分を高める力」「他者につながる力」中の身に付けたい力や「なりたい自分」について対話することで、各生徒の自己分析・自己理解・他者理解・行動変容を促す。

(4) 特別支援教育

- ①生徒の習熟度等に応じて、自分に合った進度や学び方ができる授業の工夫を行う。
- ②学校サポーターと連携し、生徒の支援にあたる。また、拠点校（上柚木中学校）と連携を図り、連携型個別指導計画や学校生活支援シートを活用した個や保護者のニーズに応じた指導を推進する。
- ③副籍交流については、学校行事や学活での交流や美術の作品の掲示等の交流を行う。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ①対話（教師と生徒、生徒と生徒、教師と保護者等）を通じた生活指導を徹底する。
- ②認定NPO法人カタリバと連携して行うルールメイキングを通し、校則（きまり）の意義を理解させ、生徒に主体的に、実態に合った校則（きまり）を考えさせることで身の回りの課題に気付く力や当事者意識をもって行動する力を育成する。
- ③警察署と連携し、SNSの安全な使い方等について指導することで、自己の身を守るための知識や行動を身に付けさせる。
- ④講師を招聘し、安全教育についての講話を行うことで、生徒が性犯罪・性暴力の加害者や被害者にならないように「生命（いのち）の安全教育」を実施する。

イ いじめ防止等の取組

- ①毎週水曜日の午後のいじめ対応のための時間で、生徒の様子や対応を検討・共有・記録し、必要に応じて生徒との二者面談を行い、いじめの未然防止、早期発見・対応に努める。
- ②通年で教員との面談（「シルクタイム」）を行い、生徒が相談しやすい環境づくりを行う。
- ③「八王子市いのちの大切さを共に考える日」については、校長講話や生命の尊さを内容項目とする道徳科の授業を行う。

ウ 不登校生徒への支援等

- ①Web会議ツールを使った生徒との面談、保健室及びコミュニティルームを利用した別室登校等、安心して学習に取り組んだり、学校生活を送れたりするような環境を整備し、不登校生徒の自己肯定感を高める指導をする。また、不登校対応巡回教員と連携し、個々の生徒の教育的ニーズに応じた具体的な支援計画を策定し、実施する。
- ②不登校対策委員会では、登校支援コーディネーターを核として、個票システムを活用し、不登校傾向のある生徒等の情報交換や対応策の検討を行う。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、医療機関や適応指導教室との連携を深め、支援を要する生徒への組織的、計画的な支援の充実を図る。
- ③年に3回程度「フィーカ@鏈水中学校」を実施し、家庭教育支援を充実させる。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- （取組1）鏈水中学校グループの第6学年が鏈水中学校で一日中学生体験を行う「プレ中学生プロジェクト」を実施する。また、体育大会で小学生が出場できる種目や合唱コンクールを学校開催とし、体験・鑑賞できる機会を作る。
- （取組2）長期休業中の補習等において、中学生が小学生を教えることで、学力定着を図る。また、「学力定着プロジェクトチーム」が中心となり、学習の目標設定と振り返りの質を向上させるための「ポイント」や「視点」を整理し、学習の目標設定と振り返りを充実させ、主体的に学習に取り組む態度を育成する。
- （取組3）小中一貫教育の日の分科会での情報共有に加え、熟議を行い、小中一体化の課題を解決していくために、それぞれの立場で何ができるかを考える。また定期的に情報を共有する主幹・管理職会議や一般教員の会議を行う機会を設ける。
- （取組4）学校運営協議会と連携した地域清掃等を行う。

イ 学力向上の取組

- ①学校運営協議会と連携した地域や保護者のボランティア等を活用し、定期考査の前後の放課後等に行う補習教室の開設により、個々の特性を踏まえた学力向上の取組を推進する。
- ②生徒が学び方を選択できる「自由進度学習」を実施する。

ウ その他

- ①ICT活用に関しては、授業の中で様々な情報源を比較・検討し、議論する活動を行うことで、情報の信頼性を吟味できる力を育成する。
- ②鏈水中2020レガシーとして、青少年対策地区委員会主催の地域清掃や行事、学校運営協議会と鏈水小学校と連携した「落ち葉掃き」で、ボランティアマインドの醸成を図る。
- ③「部活動改革」では、年間8回程度の鏈水中部活動インターシップを実施する。特に、特色ある部活動であるサッカー部は週2回程度で実施する。
- ④青少年対策鏈水地区委員会主催の「やりみずプラザ」や「クリーン活動」等で、生徒が実行委員として主体的に企画・運営に関われるようにする。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	15	21	21	17	3	20	22	18	20	17	18	17	209
2	17	21	21	17	3	20	22	18	20	17	18	17	211
3	17	21	21	17	3	20	22	18	20	17	18	14	208
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年は4月9日(水)が入学式のため、4月は2日減。 ・第3学年は3月19日(木)が卒業式のため、3月は3日減。 ・夏季休業日を7月25日(金)から8月26日(火)までとする。 ・6月7日(土)、12月13日(土)、1月31日(土)は土曜授業日とし、振替休業日を取らない。 ・都民の日(10月1日(水))は授業日とする。 												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表

区 分	学 年	1	2	3
各 教 科	国 語	140(2)	140(2)	105(2)
	社 会	105	105	140
	数 学	140	105	140
	理 科	105	140	140
	音 楽	45	35	35
	美 術	45	35	35
	保 健 体 育	105	105	105
	技 術 ・ 家 庭	70	70	35
	外 国 語 (英 語)	140	140	140
	小 計	895(2)	875(2)	875(2)
特別の教科 道徳		35	35	35
総合的な学習の時間		50(10)	70(10)	70(16)
特別活動(学級活動)		35	35	35
総 計		1015(12)	1015(12)	1015(18)

備 考

ア その他の授業時数

区分 \ 学年	1	2	3
生徒会活動	4	4	4
学校行事	49.7	55.5	52.7
学級・学年裁量の時間	0.7	0.9	0.7

イ 1単位時間

- ・1単位時間は50分とする。

ウ 授業時数の確保に関する手だて

以下の通り増加時数を設ける。

- ・小中一貫教育の日 研究授業 7月9日 全学年 1時間
- ・移動教室 9月1日 第1学年 1時間
- 9月3日 第1学年 2時間
- ・修学旅行 10月15日 第3学年 2時間
- ・地域落ち葉掃き 11月12日 全学年 1時間
- ・職場体験 11月26日 第2学年 2時間

エ 長期休業中に位置付ける学習内容

- ・総合的な学習の時間 郷土学習
 - 伝統芸能及び地域行事についての調査活動 1学年10時間
 - 地域の職業についての調査活動 2学年10時間
 - 地域を未来へ発信についての調査活動 3学年10時間
- ・総合的な学習の時間 進路学習における調査活動 3学年6時間
- ・国語 人権作文コンクールへの出品に向けた取組 全学年2時間

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・全学年において年間を通し、始業前の朝10分間に、読書活動(月曜日から木曜日)、ドリル型学習コンテンツに取り組む学習活動(金曜日)を行う。
- ・定期考査前後の補習を1回1時間(60分)とし、年間12回行う。

カ その他